

研究活動における不正行為等への配分機関としての対応に関する規程

平成30年9月11日
30(規程)第23号
最終改正 令和5年4月1日
令05(規程)第9号

目次	
第1章	総則(第1条-第3条)
第2章	告発等の受付等(第4条-第9条)
第3章	研究機関等における調査及び機構における認定(第10条-第12条)
第4章	機構における調査(第13条-第21条)
第5章	調査中の研究活動に対する一時的措置(第22条)
第6章	不正行為等と認定された場合の措置(第23条-第29条)
第7章	告発者等の保護、職員の責務その他(第30条-第32条)
第8章	雑則等(第33条・第34条)
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「機構」という。)が国費を原資として研究機関等に対し配分する競争的資金等を使用した研究活動において、研究者等が行った不正行為等への対応に関する取扱い及び不正行為等を行った研究者等に対する処分の内容等について定め、もって研究活動を行う研究者等に対する不正行為等の防止並びに研究機関等における責任体制による研究活動の公正の確保及び競争的資金等の適正な運営管理に資することを目的とする。

(対象の除外)

第2条 この規程は、機構の職員等が機構において競争的資金等を使用して行った研究活動に関する不正行為等については対象としないものとし、これらの不正行為等に対する対応については、研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程(令04(規程)第9号)及び公的研究費の不正使用の防止及び対応に関する規程(令03(規程)第56号)に定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号に定める意味を有する。

- (1) 「不正行為」とは、研究活動において行われた故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の定義は、次に定めるところによる。
 - ① 捏造：存在しない研究データ、研究結果等を作成し、これら作成したものを記録し、報告し、又は研究論文等に利用すること。
 - ② 改ざん：研究データや研究資料に変更を加える操作を行い、変更したものを記録し、報告し、又は研究論文等に利用すること。
 - ③ 盗用：他の研究者のアイデア、研究手法、研究結果、研究論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - ④ ①～③以外の研究活動における不適切な行為であって、研究者等の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしい、次の行為等をいう。
 - ・不適切なオーサiership：研究成果の発表物に、著者としての要件を満たさない者を著者として記載すること、又は著者としての要件を満たす者を著者として記載しないこと。
 - ・二重投稿：既に出版された又は他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為(ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されないものは除く。)
- (2) 「不正使用」とは、研究活動における虚偽の請求に基づく競争的資金等の使用、競争的資金等の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは機構の示す応募要件又は機構との間の契約等に違反した競争的資金等の使用をいう。
- (3) 「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により競争的資金等を受給することをいう。

- (4) 「不正行為等」とは、不正行為、不正使用及び不正受給をいう。
- (5) 「競争的資金等」とは、機構が所掌する競争的資金、公募型非競争的資金その他研究資金（これらに付随する間接経費及び一般管理費等を含む。）をいい、国の行政機関等から受託して委任事務を行う公募型研究資金を除く。
- (6) 「研究機関等」とは、機構が、委託研究契約、共同研究契約、協定、覚書その他契約を締結し、これらに基づき競争的資金等を使用した研究活動を行う大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人（機構を除く。）、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、高等学校、中等教育学校、その他実施機関（いずれも再委託契約による実施機関を含む。）をいう。
- (7) 「研究者等」とは、競争的資金等による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動に参画する者及びこれらに準ずる者をいう。
- (8) 「予備調査」とは、不正行為等の調査のうち、告発等（不正行為等に係る内外からの告発その他諸連絡をいう。以下同じ。）の内容の合理性及び調査可能性等を検討するために、機構又は研究機関等が調べることをいう。
- (9) 「本調査」とは、不正行為等の調査のうち、不正行為等の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度、告発者の悪意の有無等を調べて明らかにすることをいう。

第2章 告発等の受付等

(告発窓口)

第4条 監査・コンプライアンス室は、告発等を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）を監査・コンプライアンス室及び指定した法律事務所等に設置する。

- 2 告発窓口以外の役職員等が告発等や告発等に関する相談を受けたときは、速やかに監査・コンプライアンス室に連絡しなければならない。

(総括責任者)

第5条 機構に、研究活動における不正行為等への配分機関としての対応に関する総括責任者を置き、総務を担当する理事をもって充てる。

(告発等の受付)

第6条 告発等は、告発窓口において書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付けるものとする。

- 2 告発窓口は、告発等があったときは、次の各号に掲げる事項を把握するものとし、このうち第1号及び第2号に掲げる事項の全部又は一部が把握できない告発等は受理しない。この場合において、第1号及び第2号に掲げる事項が把握でき、受理の要件を満たした告発等を「顕名による告発等」とし、同事項が把握できず受理の要件を満たさなかった告発等を「匿名による告発等」という。
 - (1) 告発等を行おうとする者（以下「告発者」という。）の氏名、所属及び連絡先
 - (2) 不正行為等を行ったとする研究者等（以下「被告発者」という。）、不正行為等の態様、不正行為等と考える科学的・合理的理由、不正行為等が行われた機構の事業の名称
 - (3) 機構以外の研究機関等に対する告発等の有無、告発者が秘匿したい事項等
- 3 機構は、告発等に関し必要な情報を把握するため、関係する機関に確認を求めることができる。
- 4 告発窓口は、次に掲げる各号のいずれかにより不正行為等が発覚したとき、又はその疑いが指摘されたときは、顕名による告発等に準じた取扱いをすることができる。
 - (1) 国の行政機関、研究機関等に対して競争的資金を配分する機関（機構を除く。以下「配分機関」という。）及び研究機関等による調査
 - (2) 機構による調査
 - (3) 会計監査法人による監査
 - (4) 会計検査院による実地検査
 - (5) 税務調査その他前各号に準ずる調査として機構が認めたもの
- 5 告発窓口は、報道、学会等の研究者コミュニティ又はインターネットにより不正行為等の疑いが指摘され、かつ科学的・合理的と認められる理由及びその証拠が示される場合、顕名による告発等に準じた取扱いをすることができる。
- 6 第2項の規定にかかわらず、匿名による告発等であっても、その内容に応じて、機構は合理的に可能な範囲において調査するよう努めるものとする。
- 7 告発窓口は、告発等があったときは、受理の有無、第31条に規定する事項、受理した告発等に基づき実施する措置の内容等を告発者に伝達するものとする。
- 8 総括責任者は、告発等により不正行為等を認識したときは、理事長に対し、当該告発等について遅滞なく報告を行うものとし、以後の処理状況についても、必要に応じ

て適宜報告を行う。

- 9 第4項又は第5項の規定により顕名による告発等に準じた取扱いの対象となる研究者等、及び第3章又は第4章の規定による調査により判明した被告発者以外の不正行為等を行った疑いのある研究者等（以下これらの研究者等と被告発者を併せて「被告発者等」という。）及び研究機関等についても、この規程に従い、調査・処分等の手続を行う。

（調査を行う機関及び本調査・予備調査）

第7条 前条第2項、第4項及び第5項の規定により顕名による告発等を受理した場合（これに準ずる取扱いをする場合を含む。）、告発等に係る不正行為等について調査を行わなければならない。

- 2 前項の調査を行う機関は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 不正行為又は不正受給に関する告発等は、当該告発等の対象となった研究者等が研究活動を実施した研究機関等が調査を行うことを原則とする。
- (2) 不正使用にあつては、当該告発等の対象となった研究者等の競争的資金等を使用した研究機関等が調査を行うことを原則とする。なお、不正使用が明らかな場合には、予備調査を省略できるものとする。
- (3) 前二号のいずれの規定にもよりがたい場合は、機構及び研究機関等が協議して調査を行う機関を決定するものとする。ただし、協議の結果、機構が不正行為の調査を行うこととなったときは、学協会、研究機関等その他調査を行うことが可能な研究機関等に対し、調査を委託し、又は協力を要請するものとする。

（告発等の移送）

第8条 機構は、告発等が機構の所掌する競争的資金等に関するものでないときは、調査の実施主体として適切と思われる機構以外の配分機関等を告発者に紹介し、又は告発者の了解を得て機構以外の配分機関等に当該事案を移送する。

（調査の開始又は不実施に係る研究機関等の報告義務）

第9条 研究機関等は、調査を開始したときは、速やかにその旨を機構に報告しなければならない。

- 2 研究機関等は、調査を行わないことを決定したときは、理由を付して速やかにその旨を機構に報告し協議しなければならない。

第3章 研究機関等における調査及び機構における認定

（研究機関等における予備調査及び本調査）

第10条 研究機関等は、第7条第2項各号の規定により不正行為等の調査を行う場合、予備調査又は本調査を行うか否かを決定し、その結果を機構に報告しなければならない。

第11条 機構は、不正行為等に係る告発等について調査を行う研究機関等に対し、次の各号に定める事項を求めることができる。

- (1) あらかじめ定めた期限（告発等を受けた日から30日以内とする。）までに予備調査の結果を報告すること。
- (2) あらかじめ定めた期限までに本調査の結果を取りまとめた最終の調査報告書を提出すること。なお、当該期限は以下の各号の期間内とする。
 - ① 不正行為の告発等に係る本調査については、本調査の開始後150日以内。ただし、機構が正当な理由があると認めた場合は、これと異なる期限の設定をすることができる。
 - ② 不正使用又は不正受給の告発等に係る本調査については、告発等を受けた日から210日以内。
- (3) 最終調査報告書が前号で設定した期限までに提出できないことが見込まれる場合には、中間の調査報告書、並びに報告遅延の理由及び調査報告書の新たな提出期限その他機構の指定する事項を記載した書面を当該期限までに提出すること。

- 2 機構は、前項のほか、研究機関等による調査について、次の各号に定める事項を行うことができる。

- (1) 研究機関等が予備調査の結果、本調査を行わないことを決定した場合に、研究機関等に再検討を求めること。
- (2) 研究機関等に対し、本調査の方針、対象及び方法等の報告を求め、適宜本調査の進捗状況について確認し、必要に応じこれらについて研究機関等に改善を求めること。
- (3) 最終又は中間の調査報告書の内容が十分でない又は適切でないを認めた場合、再提出を求めること。

- (4) 機構が研究機関等において現地調査を行うこと、その他関係者へのヒアリング、資料・データ等の閲覧・調査を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認めるときに研究機関等に対し、必要な指示や協力要請を行うこと。

(調査認定委員会)

- 第12条 機構は、研究機関等が本調査を行ったときは、当該本調査の結果に基づき不正行為等の認定を行うため、調査認定委員会を設置する。
- 2 調査認定委員会は、委員長及び委員により構成する。
 - 3 委員長は総括責任者とし、委員は理事長が指名する機構の役職員及び理事長が委嘱する外部有識者とする。
 - 4 委員長及び委員は、告発者、被告発者等又は調査対象となる研究機関等に対し直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 5 この規程に定める事項のほか、調査認定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(不正行為等の認定)

- 第13条 調査認定委員会は、研究機関等による本調査の結果又は第11条第2項第4号に定める閲覧・調査に基づき、以下の各号に定める事項について認定する。
- (1) 研究機関等の調査が適正に行われたこと。
 - (2) 機構の競争的資金等における不正行為等が存在すること。
 - 2 調査認定委員会は、前項により認定した結果を理事長に報告するものとする。

第4章 機構における調査

(機構における予備調査)

- 第14条 機構は、第7条第2項第3号の規定により不正行為等の調査を行う場合、予備調査を行い、30日以内に本調査を行うか否かを決定する。予備調査は、予備調査委員会を設置して調査をすることができることとし、予備調査委員会に関し必要な事項は、予備調査委員長が定める。予備調査委員長は、総括責任者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、不正行為等の事実が明確である等と思量されるときは、予備調査を省略して本調査のみを行うことを決定することができる。
 - 3 機構は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求めるとともに、被告発者の所属機関に通知するものとする。ただし、被告発者に通知することが不相当と機構が判断した場合はこの限りではない。
 - 4 機構は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を文部科学省に報告するものとする。
 - 5 機構は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を告発者に通知するものとする。

(調査委員会)

- 第15条 機構は、前条の規定により本調査を行うことを決定したときは、30日以内に調査委員会を設置し、本調査を行う。
- 2 調査委員会は、委員長及び委員で構成する。
 - 3 委員長は総括責任者とし、委員は理事長が指名する機構の役職員及び理事長が委嘱する外部有識者とする。
 - 4 不正使用を除く不正行為等に係る調査委員会の委員の半数以上は、外部有識者でなければならない。
 - 5 委員長及び委員は、告発者又は被告発者等若しくは調査対象となる研究機関等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 6 この規程に定める事項のほか、調査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員の通知と異議申立て)

- 第16条 機構は、調査委員会を開催することとしたときは、委員長及び委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 2 告発者及び被告発者は、機構が示した委員長及び委員の構成に異議があるときは、あらかじめ機構が定めた期間内に異議申立てをすることができる。
 - 3 前項の規定に基づき異議申立てがあった場合、機構は異議申立ての内容を審査し、委員長及び委員を交代するか否かを決定し、その結果について告発者及び被告発者に通知するものとする。

(機構における本調査)

- 第17条 調査委員会は、第14条第1項の規定により決定した本調査を行うものとし、不正行為等が行われたか否かその他必要な事項について調査する。
- 2 調査委員会は、研究機関等に調査の一部又は全部を委託し、又は調査を実施する上で必要な協力を求めることができる。
 - 3 調査委員会は、機構の主管部署、告発者、被告発者等その他機構が必要と認める者に報告又は情報提供を求めることができる。

(弁明の聴取)

- 第18条 調査委員会は、被告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、研究機関等が実施した調査において既に弁明の機会を与えられているときは、この限りではない。
- 2 調査委員会は、告発等が悪意（被告発者が不正行為等を行っていないことを知りながら、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究活動を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する研究機関等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づくものか否かを認定するに当たっては、告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、研究機関等が実施した調査において既に弁明の機会を与えられているときは、この限りでない。

(不正行為等の認定)

- 第19条 調査委員会は、本調査の結果を取りまとめ、これに基づき、以下の各号に定める事項について認定する。
- (1) 機構の競争的資金等における不正行為等が存在すること又は行われなかったこと。
 - (2) 不正行為等が行われなかったと認定した場合において調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときはその旨。
- 2 調査委員会は、前項により認定した結果を理事長に報告するものとする。

(調査結果の通知)

- 第20条 機構は、告発者、被告発者その他機構が必要と認める者に対し、本調査の結果として前条の認定内容を通知するものとする。
- 2 前項の通知に加えて、機構は文部科学省に本調査の結果を報告するものとする。

(不服申立て)

- 第21条 第19条により不正行為等を行ったと認定された被告発者等及び悪意に基づいて告発等を行ったと認定された告発者は、その認定に不服がある場合は、前条の通知を受けた日から14日以内に機構に趣旨、理由を明らかにして不服申立てをすることができる。
- 2 前項の規定に基づき不服申立てがあった場合、調査委員会は不服申立ての内容を審査し、再調査するか否かを決定するものとし、結果について告発者及び被告発者等に通知するものとする。
 - 3 機構は、不正行為に係る不服申立てを受けたときは、文部科学省に報告する。前項による審査の結果についても同様とする。
 - 4 不正行為等を行ったと認定された被告発者等からの不服申立てについて、第2項の結果に基づき調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに理事長に報告するものとする。理事長は、当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者とともに文部科学省に報告する。
 - 5 悪意に基づく告発と認定された告発者からの不服申立てについて、調査委員会は、第2項の結果に基づき30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに理事長に報告するものとする。理事長は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

第5章 調査中の研究活動に対する一時的措置

(調査中の研究活動に対する一時的措置)

- 第22条 機構は、研究機関等又は機構が本調査を行うことを決定した日（不正行為等の事実が確認された時はその日）以降で機構が適当と認める日から第25条に規定する処分が行われるまでの間、被告発者等及び研究機関等に対し、競争的資金等の支出停止、使用停止、申請課題の採択留保、採択決定後の競争的資金等の支出留保その他必要な措置を講じることができる。
- 2 不正行為等が行われなかったと研究機関等又は機構が認定した場合、機構は、前項の規定により行った措置を解除するとともに、被告発者の名誉を回復する適切な措置

を講じるものとする。

第6章 不正行為等と認定された場合の措置

(処分検討委員会)

第23条 機構は、第12条の調査認定委員会又は第15条の調査委員会により不正行為等が認定されたときは、処分を検討するため処分検討委員会を設置する。

- 2 処分検討委員会は、次条に定める者に対して採るべき処分を検討し、その結果を理事長に報告する。
- 3 処分検討委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 4 委員長は総務を担当する理事とし、委員は理事長が指名する機構の役職員及び理事長が委嘱する外部有識者とする。
- 5 前項に定める委員長及び委員は、告発者若しくは被告発者等又は被認定者若しくは被認定者が所属する研究機関等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 この規程に定める事項のほか、処分検討委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(処分の対象)

第24条 機構は、処分検討委員会の報告に基づき、次の各号に掲げる者又は研究機関等に対して必要な処分を行う。

- (1) 不正行為に関与し、又は責任を負うと研究機関等が認定した次に掲げる者
 - ① 不正行為があったと認定された研究に係る論文等において、不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む。以下同じ。）
 - ② 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定される者
 - ③ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者
- (2) 不正使用及び不正受給に関与し、又は責任を負うと研究機関等又は機構が認定した者等
- (3) 第1号及び第2号に定める者（以下「被認定者」という。）による不正行為等が行われた研究機関等
- (4) 第11条第1項第2号に基づき調査報告書の期間内の提出を機構が求めた場合に正当な理由なく遅延したと機構が認めた研究機関等

(処分の実施)

第25条 機構は、処分検討委員会の報告に基づき、被認定者又は研究機関等に対して次に掲げる処分を行うことができる。

- (1) 被認定者に係る研究活動の執行中止
 - (2) 被認定者に係る申請課題の不採択
 - (3) 被認定者に係る申請資格又は参加資格の制限
 - (4) 不正行為等に該当する競争的資金等の返還
 - (5) 研究機関等との競争的資金等に係る新たな契約の締結停止
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める処分
- 2 前項第3号における資格制限期間は、不正行為等の内容等を勘案しつつ、不正行為については別表1に、不正使用及び不正受給については別表2に、それぞれ掲げる範囲内で、処分検討委員会の報告を踏まえて決定する。
 - 3 機構は、第1項に定める処分を行うことを決定したときは、当該処分対象者及びその者が所属する研究機関等、告発者、文部科学省その他必要と思われる者に通知する。
 - 4 第1項に定める処分を行うに際して、被認定者からの弁明及び不服申立ては受け付けない。
 - 5 機構は、第1項に定める処分のほか、必要があるときは、研究機関等に対し「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて」（平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。）、及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日平成26年2月18日改正文部科学大臣決定。その後の改正を含む。）その他競争的資金制度に係る政府の指針、申合せ文書並びに文部科学省等の通知等（以下これらを総称して「ガイドライン等」という。）を踏まえ、競争的資金等の配分停止その他必要な措置を講じることができる。

(競争的資金制度に係る制限措置)

- 第26条 機構は、国の行政機関及び配分機関が所掌し、かつ内閣府の競争的資金制度に登録される競争的資金において不正行為等により一定の期間申請及び参加資格の制限に関する処分を受けた研究者等について、当該処分の期間（以下この条において「処分期間」という。）、機構が所掌する競争的資金等への申請資格及び共同研究者として参加する資格を喪失させることができるものとする。
- 2 機構は、前項の規定により一定の期間申請及び参加資格の制限に関する処分を受けた研究者等について、当該処分を受けた日以降に開始される機構が所掌する競争的資金等においても、当該処分の期間、申請資格及び新たに共同研究者として参加する資格を喪失させることができるものとする。
- 3 機構は、国の行政機関及び配分機関が所掌し、かつ内閣府の競争的資金制度に登録される競争的資金において不正行為等により処分を受けた研究者等が処分期間内において機構の研究活動において実施している課題又はプロジェクトに参画している場合、研究活動の中止、又は当該者による競争的資金等の使用を禁止することができるものとする。
- 4 機構は、国の行政機関等及び配分機関が所掌し、かつ国費の全部又は一部を原資とする公募型非競争的資金、公募型研究資金、運営費交付金その他研究資金において不正行為等により一定の申請資格及び参加資格の制限に関する処分を受けた研究者等を知り得たときは、前三項の競争的資金制度に準じて取り扱うものとし、当該研究者等に対し、前三項に規定する制限措置を適用するものとする。
- 5 機構は、機構が所掌する競争的資金等に関し、前条に規定する処分を行う場合には、文部科学省に対し、必要に応じてその内容を連絡するものとする。

（損害賠償の請求）

第27条 機構は、被認定者及び研究機関等に対し、機構が被った損害について賠償の請求を行うことができる。なお、訴訟の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

（告訴、告発及び訴訟）

- 第28条 機構は、不正行為等に関して、司法当局への告訴、告発、訴訟の提起等が必要と認めるときは、速やかに所要の手続を採るものとする。
- 2 機構は、裁判において不正行為等の認定がなされなかったときは、直ちに処分の撤回又はそれに相当する措置を講ずるものとし、被認定者の名誉を回復する適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

- 第29条 機構は、原則として、不正行為等が存在すると認定されたとき及び不正行為等の処分及び措置を実施するときは、ガイドライン等に従い速やかに公表するものとする。
- 2 前項において、被認定者が他機関等に異動し、当該機関において不正行為等の事実がないときは、当該機関名等を公表しないものとする。
- 3 不正行為等が行われなかったと認定されたときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は調査結果を公表するものとし、悪意に基づく告発の認定があったときも同様とする。

第7章 告発者等の保護、職員の責務その他

（告発者及び被告発者の保護）

- 第30条 機構は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合を除き、当該告発等を行った告発者に対し、単に告発したことを理由として、研究活動の停止、中止、その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 機構は、被告発者に対し、相当な理由なしに単に告発がなされたことを理由として、研究活動の停止、中止、その他不利益な取扱いをしてはならない。

（悪意に基づく告発の防止等）

- 第31条 機構は、悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として第6条第2項各号に掲げる事項を明示して行う必要があること、告発者に調査への協力を求める場合があること、調査の結果悪意に基づく告発であったと認定された場合には氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等があり得ること等をあらかじめ周知するとともに、告発があった場合には告発者にその旨を伝えるものとする。
- 2 機構は、告発に係る調査を行う研究機関等に告発内容を開示する場合があることをあらかじめ周知するとともに、告発があった場合には告発者にその旨を伝えるものとする。

(秘密保持義務)

第32条 機構は、処分結果を公表するまで、告発者、被告発者、告発内容、調査内容等について外部に漏えいしないよう、役職員等、調査認定委員会、調査委員会及び処分検討委員会の委員長及び各委員並びに証言を行った者等の秘密保持を徹底しなければならない。

第8章 雑則等

(雑則)

第33条 この規程に定めのない事項については、ガイドライン等に沿って、適切に対応するものとする。

(所管)

第34条 この規程は、監査・コンプライアンス室が所管する。

附 則

この規程は、平成30年9月11日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日 令03 (規程) 第55号)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日 令05 (規程) 第9号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第25条不正行為関係)

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同程度の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同程度の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

別表2 (第25条不正使用及び不正受給関係)

不正使用及び不正受給への関与による区分	研究費等の不正使用の程度	相当と認められる期間
---------------------	--------------	------------

不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 ※1	1	個人の利益を得るための私的流用	10年	
	2	1以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
			② ①及び③以外のもの	2～4年
			③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年	
不正使用に関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。
 ※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
 ※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合